



福岡医発第1970号(保)

平成15年 2月 7日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原



国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部国保・援護課より別紙のとおり通知
がありましたのでお知らせいたします。



14国保第502号の19

平成15年 2月 4日

福岡県医師会長 殿

福岡県歯科医師会長 殿

福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健福祉部国保・援護課長



国民健康保険組合の一部負担金割合の改正について

標記のことについて、別紙のとおり通知がありましたのでお知らせします。





5 医 第 5 6 号
平成 1 5 年 1 月 9 日

各都道府県国民健康保険主管課長 様

京都府保健福祉部医療・国保課長

京都建築国民健康保険組合の一部負担割合の改正について（通知）

京都建築国民健康保険組合から、一部負担割合の変更について認可申請があり、国民健康保険法第27条第2項の規定により、申請のとおり認可したので通知します。

なお、改正内容は下記のとおりですので、関係機関へお知らせいただきますようお願いいたします。

記

1 改正内容

一部負担割合について

	改正後	現 行
組合員 (70歳以上一般を除く)	2 割	1 割

2 組合規約改正の施行年月日

平成15年4月1日

担当係	国保指導係
電 話	(075)414-4613

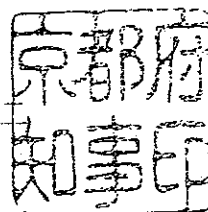
京都府指令 5医第 56号

京都建築国民健康保険組合

平成14年12月10日付け建国保第437号で申請の京都建築国民健康保険組合
規約の変更については、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条
第2項の規定により認可します。

平成15年1月9日

京都府知事 山 田 啓



京都建築国民健康保険組合規約の一部改正について

現 行	改 正
第3章 保険給付 (一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける組合員(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による、医療を受けることができる者及び次の二、三、四号に掲げる者を除く)にあつては、当該給付に要する費用の<u>10分の1</u>に相当する額を支払い、その他の被保険者(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による、医療を受けることができる者を除く。)にあつては、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 一 次号から第四号までに掲げる場合以外の場合 10分の3 二 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 三 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。)	第3章 保険給付 (一部負担金) 第10条 保険医療機関又は保険薬局について、療養の給付を受ける組合員(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による、医療を受けることができる者及び次の二、三、四号に掲げる者を除く)にあつては、当該給付に要する費用の<u>10分の2</u>に相当する額を支払い、その他の被保険者(老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による、医療を受けることができる者を除く。)にあつては、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。 一 次号から第四号までに掲げる場合以外の場合 10分の3 二 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2 三 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合(次号に掲げる場合を除く。)

10分の1

四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の二第一項に規定する者に限る。)について同条第二項に規定するところにより算定した所得の額が同条第三項に規定する額以上であるとき10分の2

2 第一項の給付を受ける者(6歳未満の者又は同項第三号若しくは第四号に掲げる場合に該当する者を除く。)は、当該給付に薬剤の支給(法第42条第二項第一号に掲げる薬剤の支給については、二種類以上の同号に掲げる薬剤の支給を受ける場合に限る。)が含まれるときは、当該給付を受ける際、第一項の一部負担金のほか、法第42条第二項から第五項の規定による一部負担金を支払わなければならない。

10分の1

四 70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であつて、当該療養の給付を受ける者の属する世帯に属する被保険者(70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合に該当する者その他国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の二第一項に規定する者に限る。)について同条第二項に規定するところにより算定した所得の額が同条第三項に規定する額以上であるとき10分の2

2 第一項の給付を受ける者(6歳未満の者又は同項第三号若しくは第四号に掲げる場合に該当する者を除く。)は、当該給付に薬剤の支給(法第42条第二項第一号に掲げる薬剤の支給については、二種類以上の同号に掲げる薬剤の支給を受ける場合に限る。)が含まれるときは、当該給付を受ける際、第一項の一部負担金のほか、法第42条第二項から第五項の規定による一部負担金を支払わなければならない。

附則

1 この規約は、2003年4月1日より施行する。